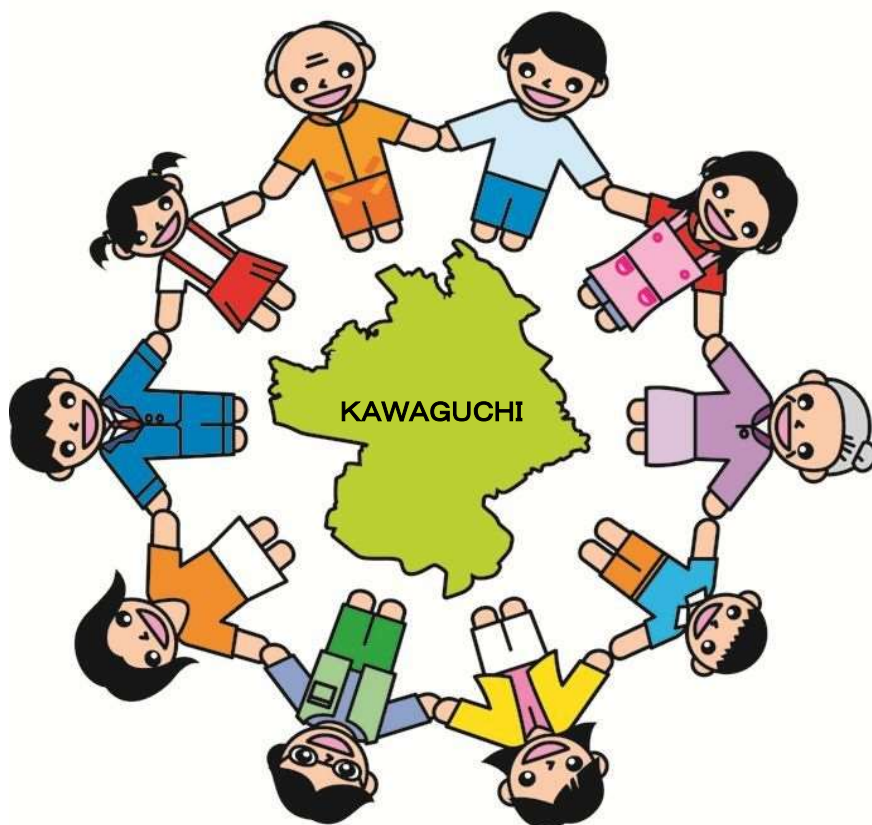


川口市市民参加条例の手引



川 口 市

(第 2 版)

目 次

第1条	目的	1
第2条	定義	3
第3条	市民の役割	7
第4条	実施機関の役割	8
第5条	市民参加	9
第6条	意見聴取の対象	10
第7条	意見聴取の方法	14
第8条	意見聴取の実施	17
第9条	パブリック・コメント手続	19
第10条	パブリック・コメント手続の実施の公表	20
第11条	パブリック・コメント手続の意見の提出	21
第12条	パブリック・コメント手続の意見の考慮及び結果の公表	23
第13条	説明会及び懇談会	25
第14条	アンケート調査	26
第15条	附属機関等	27
第16条	会議公開の原則	29
第17条	会議記録の作成及び公開	33
第18条	附属機関等の委員の選任	35
第19条	意見提出	37
第20条	市民参加の状況の公表	38
第21条	条例の見直し	40
第22条	委任	40
附 則		40

表紙題字:埼玉県立川口高等学校書道部 中田彩香

表紙・裏表紙・その他イラスト:ねこのてデザイン工房

川口市市民参加条例

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 意見聴取

第1節 総則（第6条—第8条）

第2節 パブリック・コメント手続（第9条—第12条）

第3節 説明会及び懇談会（第13条）

第4節 アンケート調査（第14条）

第5節 附属機関等の会議（第15条—第18条）

第3章 意見提出（第19条）

第4章 雑則（第20条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第7条第5項の規定に基づき、市民の市政への参加のための基本的な事項を定めることにより、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障し、もって市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

[概要]

ここでは、市民参加条例の目的を明らかにすることを定めています。

この条例の目的は、自治基本条例に基づく自治の実現であり、市民として幸せに暮らせる社会を目指すための一つの制度として市民参加を定めるものです。

川口市における市民参加とは、「市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障すること」であり、そのために「市民の市政への参加のための基本的な事項を定めること」を明らかにするものです。

この市民参加条例を制定することにより、市民参加の手続をより明確に内外に示すことで、これまで以上に市民参加を積極的に推進することができま

※ 関連条文

自治基本条例第7条

凡例

この手引において、使用する用語について補足します。

「市民参加条例」は「川口市市民参加条例」を指しますが、単に〇〇条と示すものについても、川口市市民参加条例の条文を指すものとし

また、「自治基本条例」は「川口市自治基本条例」を指すなど、「市民参加条例」以外の川口市の例規、要綱等については、「川口市」を省略するものとし

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。
- (2) 市民参加 市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (4) 意見聴取 市が事業を行うに当たって市民の意見を収集することをいう。
- (5) 意見提出 意見聴取に基づかず、市民が市政に対する意見を市に提出することをいう。
- (6) パブリック・コメント手続 市が事業を実施しようとする場合に、当該実施しようとする事業の目的、内容その他必要な事項をあらかじめ広く公表し、これに対する意見を募集し、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (7) 説明会 一定の事業に関する説明を通して、市民の意見を収集する集まりをいう。
- (8) 懇談会 複数の市民の自由な意見交換をする集まりをいう。
- (9) アンケート調査 調査項目を設定し、市民の意見を収集する手続をいう。
- (10) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等をいう。

[概要]

ここでは、この条例を定めるにあたり、明確にしておかなければならない用語の意味を説明しています。

[説明]

第1号は「市民」の定義です。

この条例では、自治基本条例と比較すると、市民を広く解釈しています。それは、市政に関する意見を表明する権利については、市民個人だけでなく、法人や団体も含まれているからです。

一般的に「公益」とは、私益・利益＝利己のためではなく、「利他」のために行うことで、「不特定かつ多数の者の利益」とされています。この条例における「公益」とは、第1条の目的にもあるとおり「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと」を目的としていることを指します。また、活動する「もの」については、例えば、附属機関等における委員の公募など、個人でないとその市民参加に関する権利を遂行できない場合を除き、個人だけでなく法人も含みます。なお、ここでは、納税者や日本国籍を持つ者などについて明記しておりませんが、市政に関する各事業の根拠となる法令や各制度の趣旨に照らした上での、公平かつ誠実な対応でなければなりません。これらについて、市民であるかどうかは書面又は口頭等で確認をしますが、必要のない限り身分証明書等の提示までは求めません。それは、全ての市民を厳密に確認することが困難であるためであることと、権利濫用の禁止を規定する第3条第3項の解釈から、市民は虚偽の申告をしないこととしているためです。

第2号は「市民参加」の定義です。川口市における市民参加とは、単に市が主催する事業やイベントに市民が参加することではありません。これについては、自治基本条例第7条第1項において定めているとおり、市民参加条例における市民参加とは、大きく分けると「意見聴取」と「意見提出」の2つになります。

第3号は「実施機関」の定義です。この条例における対象となる市の組織を実施機関としてその範囲を定めています。具体的には、市長、教育委員会、

選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者です。

第4号は「意見聴取」、第5号は「意見提出」の定義です。「意見聴取」は、市の実施機関が市民から意見を聴取するもので、条文中の「事業」という言葉の使い方については、「政策」「施策」「事務事業」等事業の規模等の大小にかかわらず全ての意見聴取の対象と余地があるものとして解釈しています。「意見提出」は市民から市の実施機関へ意見を提出するものです。

第6号は「パブリック・コメント手続」の定義です。市民生活に重大な影響を与えらると思われる事業の実施や条例などを制定改廃する場合に、実施機関が、事前に市民にその必要な内容を示した上で、それに関する意見を市民が提出でき、市政に反映できる機会を設ける制度を指します。

第7号は「説明会」、第8号は「懇談会」の定義です。「説明会」は、説明を通して市民から意見を収集し、「懇談会」は意見交換を通して市民から意見を収集します。「説明会」は説明が前提となっていますが、「懇談会」はこの前提がありません。また、「説明会」「懇談会」は、細かい定義はしていません。それは、「説明会」でしかできないこと、「懇談会」でしかできないこと等を厳格に定義したために、かえって市民の意見の収集が阻害されることのないように、それぞれの事業の性質に合わせて相応しい方法を選択するものとしています。なお、いわゆる「ワークショップ」は、市民が意見交換及び共同作業を行いながら進める会議の手法のひとつですので、「懇談会」に限定せず、「説明会」や「附属機関等」においても用いることができます。

第9号は「アンケート調査」の定義です。主に不特定多数の市民を対象として実施することで、広く市民の意見を収集するものです。

第10号は「附属機関等」の定義です。「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例で設置し、実施機関の長が特定の事業等に対し、任意または必要に応じて、その長が委嘱等した委員にその意見等を求め、調査、審査等を行う機関です。また、「等」は、市政運営上の意見交換等を行うため、学識経験者、市民等を構成員として要綱

などにより設ける会議のことを意味しています。

※ 関連条文

自治基本条例第2条、第7条、第19条、第20条

[補足]

<川口市における実施機関>

第3号の実施機関とは、行政組織図の市長部局と地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会に、独立した権限を有する公営企業管理者（上下水道事業管理者、病院事業管理者）を加えたものです。ただし、市議会は含みません。なお、川口市の行政組織については、市ホームページに掲載しています。

ここでいう各種行政委員会とは、次によるものです。

【教育委員会】

地方の教育行政を担当する機関で、都道府県、市町村などに設置します。

【選挙管理委員会】

執行機関から独立して、選挙を管理するために団体内部に設置される機関。選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員で組織され（地方自治法第181条第2項）、任期については原則として4年です（地方自治法第183条第1項）。

【公平委員会】

地方公務員法に基づき職員が懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分を受けた職員からの不服申立てに基づき、審査をすすめる公正・中立的な第三者機関です。この審査によって、職員の権利や身分を保障しています。

【監査委員】

市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理などを監査する委員。監査委員の役割は、市民に代わって行政サービスが適法で、効率的になされているかなど、幅広い視点で監査を実施しその結果を公表します。

【農業委員会】

自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する（地方自治法第202条の2第4項）機関です。選挙による委員と、選任による委員で組織されます。

【固定資産評価審査委員会】

固定資産税のより一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から価格に対する納税者の不服については、市長において処理することとせず、専門性を有する独立した中立的な機関によって審査決定することとしており、この中立的・専門的な第三者機関が固定資産評価審査委員会です。

（市民の役割）

第3条 市民は、主権者として自ら、自治の主体としての自覚及び責任を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、市民参加に当たって、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

3 市民は、市民参加に当たって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。

[概要]

ここでは、自治を実現するための市民の役割を定めています。

「自治を実現する」ことは「市民」と「市」の共通の役割です。そうしたことから、主権者は市民であることを明らかにし、市民は、誰でも市政に参加することができ、市政に参加する権利を行使する際には、一人ひとりの市民が地域の課題に関心を持って、解決方法を見出していくように規定したものです。

[説明]

市民が市民として幸せに暮らせる社会を目指すために、それぞれの市民も

市民相互の意見を尊重することを目指すものです。またこの趣旨から、特定の個人と団体の利益のために限定した意見だけを述べることをせず、市民自ら公正な判断で発言することを目指すものです。

また、第3条のカッコ内の見出しの表現は、より責任と義務が課せられる（市民の責務）ではなく、市民も役割分担をしていくという点から、（市民の役割）としています。

それは、市民から出された意見が単なる行政批判や市民の個人的な権利の主張に偏ることなく、市民参加に対する市民の自覚と意識を促すものです。

※ 関連条文

自治基本条例第3条、第7条、第8条

（実施機関の役割）

第4条 実施機関は、市民参加の推進に当たって、市政の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

2 実施機関は、市民参加の推進に当たって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければならない。

3 実施機関は、市民参加の推進に当たって、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

[概要]

市の実施機関は、市民が市政に参加する上で、その判断材料として市民の個人情報を守りつつ、十分な市政の運営に関する情報を提供するよう努め、市民に公平かつ誠実に対応するように規定したものです。

[説明]

自治基本条例第12条（情報の公開及び提供）及び情報公開条例第20条（情報提供の推進）では、市の実施機関は市政に関する正確でわかりやすい情報を、積極的に情報提供するよう努めるものと規定されています。そのた

め、この条例においても、第1項において、同様に努めるものと規定したものです。

個人情報の保護に関する法律や、市政に関する情報のうち個人情報の適切な取扱いについて、自治基本条例第13条において規定されているため、この条例においても、第2項において同様に努めるものとします。

第3項の「公平かつ誠実に対応」とは、市民が市政に参加していること、もしくは参加しないことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないことを明らかにし、さらには、市政に参加しづらいと思われる高齢者や障がいを持った方々や外国籍住民等にも配慮し対応することなどを表しています。一方で、同じ市民が同じ意見を大量に提出し続ける場合等は権利の濫用の一例と考えられますが、それを多数意見として認めることはできません。この事例のような一部の市民による権利の濫用は、他の市民の権利を奪うことにつながります。したがって、こういった広い視野で市民に対して公平かつ誠実に対応していくものです。

※ 関連条文

自治基本条例第7条、第12条、第13条、第14条

(市民参加)

第5条 市民参加は、意見聴取及び意見提出により行うものとする。

[概要]

市民参加の方法として、「意見聴取」と「意見提出」があることを明確に規定したものです。

[説明]

川口市の市民参加条例における市民参加とは、大きく分けると「意見聴取」と「意見提出」の2つになります。定義については第2条第4号及び第5号で規定しており、それぞれの内容については、第2章及び第3章で規定しています。

第2章 意見聴取

第1節 総則

(意見聴取の対象)

第6条 実施機関は、その実施しようとする事業が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、意見聴取を行うものとする。

- (1) 市の方向性又は基本方針を定めるもの
- (2) 各行政分野の方向性又は基本方針を定めるもの
- (3) 市民生活又は事業活動に重大な影響を与えるもの
- (4) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項の事業が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、意見聴取を行わないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの
- (3) 法令その他の規程の規定により、縦覧及び意見書の提出その他市民の意見を聴取する手続を行うこととされているもの
- (4) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求に係るもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 実施機関内部の事務処理に関するもの

[説明]

ここでは、市の実施機関が、市民から意見聴取する対象となる事業を定めています。これは自治基本条例第19条第1項にある市民から意見聴取する事業である「市政に関する重要な事項」について、第6条で具体化したものです。第1項では、今まで川口市で行ってきたパブリック・コメント手続の対象（※下記参照）を基本に、より広く解釈できるように定めているものです。

※・総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

・市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定

- ・市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- ・その他実施機関が必要と認めるもの

また、次の表は、第6条第1項の意見聴取の対象となる主な参考例です。あわせて、この表に載っていない事業においても、第6条第1項及び第2項の各号に該当するか、その都度確認するものとなります。

（※これらの事業名等は正式名称とする。）

No.	事業名等	第6条第1項の該当する号			
		第1号	第2号	第3号	第4号
1	川口市総合計画	○		○	
2	川口市男女共同参画計画	○		○	○
3	川口市行政改革大綱	○			
4	川口市情報化基本計画		○		
5	川口市地域防災計画		○	○	
6	川口市交通安全計画		○	○	○
7	川口市地域福祉計画		○	○	
8	川口市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		○	○	
9	川口市障害者福祉計画		○	○	
10	川口市児童育成計画		○	○	
11	川口市次世代育成支援行動計画		○	○	
12	川口市健やか親子21		○	○	
13	川口市環境基本計画		○	○	
14	一般廃棄物処理基本計画		○	○	
15	川口市産業振興ビジョン		○		
16	川口市中心市街地活性化計画		○	○	

No.	事業名等	第6条第1項の該当する号			
		第1号	第2号	第3号	第4号
17	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想		○	○	
18	川口市住宅マスタープラン		○	○	
19	川口市都市計画基本方針		○	○	
20	川口市緑の基本計画		○	○	
21	「川口・鳩ヶ谷地域」都市・居住環境整備基本計画		○	○	
22	川口市社会教育推進基本構想		○		
23	川口市教育改革プログラム		○		
24	アクアプラン川口21		○		
25	水質検査計画		○	○	
26	川口市まちづくり基本条例	○			
27	川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例			○	
28	川口市行政手続条例			○	○
29	川口市情報公開条例			○	○
30	川口市個人情報の保護に関する条例			○	○
31	川口市環境基本条例			○	
32	川口市自転車等の放置防止条例			○	○
33	川口市違法駐車等防止条例			○	○
34	川口市墓地等の経営の許可等に関する条例			○	
35	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			○	
36	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例			○	○

No.	事業名等	第6条第1項の該当する号			
		第1号	第2号	第3号	第4号
37	川口市路上喫煙の防止等に関する条例			○	○
38	川口市あき地の環境保全に関する条例			○	
39	川口市開発許可の基準に関する条例				○
40	川口市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持及び形成に関する条例				○
41	川口市地区計画の区域内における建築の制限に関する条例			○	
42	川口市緑のまちづくり推進条例			○	
43	川口市水道事業給水条例			○	
44	川口市文化財保護条例			○	○
45	川口市火災予防条例			○	○

第2項では、意見聴取を要しない例外的な場合を定めています。

第1号は、意見聴取を行う所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、意見聴取を経る時間がない場合を指します。

第2号及び第3号は、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや、制定・改廃の方法・内容について法令等に定められており、裁量の余地のない場合を指します。

また、法定縦覧手続など、案の公表、市民の意見等の提出が法令等で定められている場合、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表することにより、意見聴取の仕組みがすでに組み込まれていることから、対象外とするものです。

第4号は、実施機関が事業等の策定を行うものでないことから対象外とするものです。

第5号は、地方自治体の財政的基盤を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるため、対象外としています。なお、地方自治法第74条第1項では、直接請求の1つである条例の制定又は改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては、対象外としています。

第6号は、実施機関内部の事務においては、実施機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、対象外とするものです。例として、職員人事や会計に関する事務処理等があります。

(意見聴取の方法)

第7条 意見聴取の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリック・コメント手続
- (2) 説明会又は懇談会
- (3) アンケート調査
- (4) 附属機関等の会議
- (5) その他効果的な方法

2 実施機関は、より効果的な意見聴取の方法を調査し、及び開発するよう努めるものとする。

3 実施機関は、前項の規定により新たに開発した意見聴取の方法については、その効果の程度、経費、社会に及ぼす影響等を十分考慮した上で、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

[概要]

ここでは、実施機関が意見聴取する方法を定めています。

第1項第1号から第5号は、自治基本条例第19条等に規定されている方法ですが、すでに川口市においても要綱等で実施されているものを条例化す

るものです。これら第1号から第5号の手續等については、このあとの第9条から第18条で定めています。

また、第2項では、より効果的な意見聴取の方法を調査及び開発するよう努め、さらに第3項において、その方法について様々な点を必要性に応じて十分考慮し、積極的に用いるよう努めるものと定めています。

[説明]

第1号の「パブリック・コメント手續」とは、市の計画、条例、規則、制度等の素案、選択肢、論点等を事業の立案過程において公表し、市民が多様な意見、情報、専門的知識等を提案し、又は提供する機会を設け、その提出された意見等を考慮して計画等の検討を行うとともに、検討結果についても広く公表する一連の手續です。これは、第9条から第12条に規定している意見聴取の方法で、一般的に「市民意見公募手續」や「市民意見提出手續」などともいわれています。また、広く意見や提案を募集することができる反面、手續の実施にあたっては、計画的な事務手續の整備と効果的な市民への情報提供を行うことが不可欠です。

第2号の「説明会又は懇談会」は、第13条に規定している意見聴取の方法で、従前から地区単位などで市民へ事業などの説明を行う必要がある際に実施していました。今後も今まで以上に、市と市民とが事業を理解し合い、市民からの意見を十分に聴くことができる説明会及び懇談会を目指します。

第3号の「アンケート調査」は、第14条に規定している意見聴取の方法であり、一定期間で多くの市民の回答や意見が得られる利点があります。実施にあたっては、調査項目の検討とアンケート対象者の適正な抽出及び基準により実施します。

第4号の「附属機関等」は、学識経験者や市民の代表者が委員となります。市民の代表者を含んでいる附属機関等から出された提言や報告は、市民からの市民参加条例上の貴重な意見が数多く含まれていますので、意見聴取の方法の一つと位置付けています。ただし、一般的にその委員の任期や委員定数が定められているので、特定の委員による限定的な意見聴取の方法となります。

第2項及び第3項では、より中立性が高く効果的な新しい方法を取り入れていくため、調査研究・試行していくことを定めています。

実施機関は、意見聴取の方法の選択、運用にあたっては、様々な市民が意見を提案しやすいよう工夫をすることが必要です。例えば、市政についての意見等を持っていても、様々な理由により、それを表明することのできない多くの市民の意見（いわゆる「サイレントマジョリティ」）が存在しており、このような潜在化する意見等に対してアンケート調査等の意見聴取を実施する場合、行政が積極的に意見聴取の方法を工夫しないと、そういった市民を含めた広くかつ正確に市民の意向を把握することは困難になります。また、事業によっては、附属機関等の委員を公募する際、サイレントマジョリティを含め幅広く委員を選任する為には、市民全体から無作為抽出による方法で委員を選任する方法も考えられます。ただし、無作為抽出による方法も、よりその特定の意見の聴取に積極的に参加したい市民の権利とのバランスを比較する必要があります。

なお、第2項で調査、開発した意見聴取の方法については、その効果の程度、経費、社会に及ぼす影響等を十分考慮した上で、第1項第5号の「その他効果的な方法」として、選択できるものとします。

※ 関連条文 自治基本条例第19条



○川口市のキャラクターたち

ごみまる…川口市ごみ減量キャンペーンキャラクター

きゅぼらん…川口市の公式マスコット

たたらん…たたら祭りイメージキャラクター

[補足]

第4号は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例で設置された附属機関及び実施機関が任意で設置する附属機関に準ずる会合（これらを「附属機関等」といいます。）です。附属機関とは、実施機関に附属する機関で事業案件の審査、諮問、調査などを行うため、法律や条例に基づき設置する審議会・審査会・委員会・協議会・公聴会をいいます。また、附属機関に準ずる会合とは、個別の政策案件に対して学識経験者や市民代表者から意見や提言を聴くことなどを目的に、要綱などに基づいて設置する懇話会等を指します。

第5号の「その他効果的な方法」は、想定される意見聴取として、パネルディスカッションを取り入れたシンポジウムやフォーラム、出前講座等を工夫した方法が考えられます。

(意見聴取の実施)

第8条 実施機関は、意見聴取を行うときは、前条第1項各号に掲げる方法のうちから、1以上の適切な方法により行わなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、実施機関は、意見聴取による市民の意見を事業の決定に反映させることができる適切な時期に、当該意見聴取の方法を公表しなければならない。

[概要]

ここでは、実施機関の意見聴取実施にあたって、基本的な事項を定めています。

[説明]

第1項は、第6条第1項に該当する意見聴取の対象となる「市政に関する

重要な事項」について、その事項の性質、市民への影響及び市民の関心度を考慮して、最も効果的と思われる適切な方法によって、意見聴取を行うよう努めるものです。

第2項は、より多くの市民から意見聴取する必要がある場合は、2つ以上の意見聴取の方法を併用することに努めるよう定めたものです。それは、意見聴取の方法には、それぞれ特性があり、個々の市民によって参加しやすい方法やそれを行う効果的な時期が異なるので、複数の意見聴取の方法を併せて用いることが、より効果的で実質的な意見聴取となることから定めたものです。なお、意見聴取をした結果、市民からの意見を反映する場合には、公平性、中立性、公益性、経済性、効率性、有効性、必要性等様々な点を考慮しなくてはならず、場合によっては単に多数意見だからという理由で事業に反映することのないようにしなくてはなりません。

第3項における当該意見聴取の方法の公表については、市民の意見を事業に採り入れ、反映させる余地がある段階を見越して公表する必要があります。

その際には、第1条の目的にあるとおり、市民参加の手続をより明確に内外に示すことが、この条例を制定した趣旨であることから、その聴取方法（パブリック・コメント手続、説明会及び懇談会、アンケート調査、附属機関等）の公表及び聴取結果の公表についても、事業の計画段階では、市民の意見を反映させる余地がある段階（時間）を逆算して意見聴取を実施した上で、事業の決定（市政に関する重要な事項の実施）を行えるように余裕をもって、準備等の手続を進めることが必要となります。

第2節 パブリック・コメント手続

(パブリック・コメント手続)

第9条 パブリック・コメント手続は、多様な意見を幅広く収集する必要がある場合において実施する。

※関連条文 パブリック・コメント手続要綱
(パブリック・コメント手続の実施の基準)

第2条 条例第9条に規定する多様な意見を幅広く収集する必要がある場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) その他実施機関が必要と認めるもの

[説明]

ここでは、パブリック・コメント手続を実施する場合について定めています。

パブリック・コメント手続とは、第7条第1項第1号のとおり、市の計画、条例、制度等の素案、選択肢、論点等を事業の立案過程において公表し、市民が意見等を提供できる機会を設け、提出意見等を考慮し計画等の検討を行い、あわせて検討結果について公表する一連の手続である方法です。

その実施の際には、市民に広く意見や提案を募集することができる反面、手続の実施にあたっては、対象となる個々の事業の内容の違いから、一律にどの時点・時期に行うかをあらかじめ定めておくことは困難です。このため、提出された市民の意見を検討して事業に反映させるべく、正確で十分な情報を市民に提供し、その検討過程の中で最も効果が期待できる時期に実施するものとしています。

(パブリック・コメント手続の実施の公表)

第10条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 事業の案を作成した趣旨及び目的並びに背景
- (2) 事業の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民が事業の案を理解するために必要な関係資料

※関連条文 パブリック・コメント手続要綱

(パブリック・コメント手続の実施の公表の方法)

第3条 条例第10条による公表は、川口市ホームページへの掲載並びに実施機関及び市政情報コーナーでの閲覧の方法により行うものとする。

2 前項の規定により公表を行う場合は、当該公表を行う旨を事前に広報紙に掲載し、市民に周知するものとする。

3 前項に規定する広報紙への掲載の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の案の名称及び概要
- (2) 事業の案の公表の時期及び意見募集の期間
- (3) 事業の案の公表方法
- (4) 事業の案に対する意見の提出方法
- (5) 所管する課(所・施設)の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス
- (6) 意見募集結果の公表の時期

[概要]

ここでは、パブリック・コメント手続を実施する場合に、あらかじめ公表する事項を定めています。

[説明]

第1号では、単に対象となる事業の案そのものを公表するだけでなく、その案を公表、作成するにあたった趣旨及び目的並びに背景を公表することで、市民に必要な情報提供を行うことを義務づけたものです。

第2号では、同様に第1号の趣旨をふまえたその案を立案する際に整理した市の考え方と論点、第3号では第2号の考え方等をふまえた市民がその案を理解するために必要な関係資料の公表を義務づけたものです。

公表の方法は、市ホームページへの掲載並びに所管課及び市政情報コーナーでの閲覧の方法により行います。

また、公表にあたっては、事前に要綱に列挙された各項目を広報紙において周知します。

その際には、第1条の目的、第8条第3項の意見の反映と公表の関係、及び第12条の意見の考慮と結果の公表にあるとおり、市民参加の手続をより明確に内外に示すことが、この条例を制定した趣旨であることから、事業の計画段階で、パブリック・コメント手続の意見聴取方法の公表及び聴取結果の公表について、市民の意見を反映させる余地がある段階（時間）を逆算してパブリック・コメント手続を実施した上で、事業の決定（市政に関する重要な事項の実施）を行えるように余裕をもって、準備等の手続を進めることが必要となります。

（パブリック・コメント手続の意見の提出）

第11条 実施機関は、前条の規定による公表を行ったときは、その日から起算して30日以上を期間を設けて、意見を募集しなければならない。ただし、実施機関に特別な事情があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項の規定による募集に基づき意見を提出しようとするものは、住所、氏名その他市民であることを示す事項を明らかにして、次に掲げる方法により、これを提出するものとする。

- (1) 書面の持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

※関連条文 パブリック・コメント手続要綱

（意見募集期間の短縮理由の説明）

第4条 条例第11条第1項ただし書の規定により意見募集の期間を短縮する場合は、その理由を前条第3項第2号に掲げる事項と併せて説明しなければならない。

[概要]

ここでは、パブリック・コメント手続における意見の提出方法について定めています。

[説明]

第1項のただし書部分は、期間を短縮する場合には、実施機関は意見募集の公表時に市ホームページ、配布資料等及び広報紙でその理由を明らかにすることとします。（第20条〔説明〕及びパブリック・コメント手続要綱第4条参照）

第2項では、意見の提出の際の具体的な方法及び氏名及び住所の明示について定めています。市民がパブリック・コメント手続における意見を提出する際には、その市民としての要件に関し責任の所在を明確にすることと、意見の具体的な内容について、その確認を行う可能性があることから、意見を提出した者の氏名及び住所（法人等の場合は、その名称及び事務所等の所在地等）等を明らかにして提出するものとしています。なお、その要件は事業の案の公表時に明示することとします。

(パブリック・コメント手続の意見の考慮及び結果の公表)

第12条 実施機関は、市民から意見が提出されたときは、検討を行った後、当該市民の意見を考慮して事業を実施するよう努めなければならない。

2 実施機関は、市民から提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表しなければならない。

※関連条文 パブリック・コメント手続要綱

(パブリック・コメント手続の意見の公表)

第5条 条例第10条による公表の結果は、意見の提出の有無に関わらず、その結果を公表しなければならない。

(パブリック・コメント手続の意見の考慮及び結果の公表の方法)

第6条 条例第11条第2項の規定により提出を受けた意見は、条例第12条第2項の規定により公表しなければならない。

2 前項に規定する公表の方法は、第3条第1項を準用する。

3 前項に規定する公表の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に掲げる情報は除く。

(1) 事業の案の名称及び概要

(2) 事業の案の公表を行った時期、方法及び意見募集の期間

(3) 提出された意見の概要

(4) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(5) 事業の案を修正した場合はその修正した結果

(6) 事業の方針

(7) 所管する課（所・施設）の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス

4 前項の規定により公表を行う場合は、当該公表を行う旨を広報紙に掲載し、市民に周知するものとする。

5 前項に規定する広報紙への掲載の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の案の名称

(2) 事業の案に対する意見の募集を行った期間

(3) 事業の案の公表方法

(4) 所管する課（所・施設）の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス

(パブリック・コメント手続の意見がなかった場合の公表の方法)

第7条 条例第11条第1項による意見の募集の結果、提出がなかった場合は、その旨を公表しなければならない。

2 前項に規定する公表の方法は、第3条第1項を準用する。

3 前項に規定する公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の案の名称及び概要

(2) 事業の案の公表を行った時期、方法及び意見募集の期間

(3) 提出された意見のないこと

(4) 事業の方針

(5) 所管する課（所・施設）の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス

4 前項の規定により公表を行う場合は、前条第4項及び第5項を準用する。

[概要]

ここでは、パブリック・コメント手続における意見の考慮及び結果の公表について定めています。

[説明]

第1項では実施機関は、提出された多様な意見を十分考慮して、その上で判断することとしています。また、第2項では、その意見についての実施機関の考え方及びその対応結果を公表することを義務付けています。なお、公表の方法は、市ホームページへの掲載並びに所管課及び市政情報コーナーでの閲覧により行います。対応結果の公表等にあたっては、広報紙への掲載により周知するものとします。その場合、広報紙には、意思決定された事業の名称、結果の項目、結果の公表の方法及び所管課名等を掲載します。

この第12条の意見の考慮と結果の公表においても、第1条の目的及び第8条第3項の意見反映と公表の関係にあるとおり、市民参加の手続をより明確に内外に示すことが、この条例を制定した趣旨であることから、事業の計画段階で、パブリック・コメント手続の意見聴取方法の公表及び聴取結果の公表について、市民の意見を反映させる余地がある段階（時間）を逆算してパブリック・コメント手続を実施した上で、事業の決定（市政に関する重要な事項の実施）を行えるように余裕をもって、準備等の手続を進めることが必要となります。

※ 関連条文

自治基本条例第19条

第3節 説明会及び懇談会

(説明会及び懇談会)

- 第13条 説明会は、課題、問題点等の説明を通して、広く複数の市民の意見を収集する必要がある場合に開催する。
- 2 懇談会は、自由な意見交換を通して、広く複数の市民の意見又は市民間の統一された意見を収集する必要がある場合に開催する。
- 3 実施機関は、説明会及び懇談会を開催しようとするときは、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、説明会及び懇談会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

[説明]

ここでは、市民参加条例上の意見聴取としての説明会及び懇談会について定めています。説明会は、その事業について市の実施機関がその一方通行的な説明だけではなく、市民の意見を収集する場です。懇談会は、市民間で意見を交換する中で、複数の市民の意見及び市民間の統一された意見を収集する場です。

これら説明会及び懇談会は、附属機関等と異なり、構成員は原則限定されていないことを想定しています。それは附属機関等における専門的、継続的な意見交換等もさることながら、広く市民の意見を収集することを目的としているからです。そのため、第3項において、広く市民が参加しやすいよう事前の公表を義務づけています。また、第4項において、参加しなかった市民も情報収集できるよう開催記録の公表を義務付けています。

この第13条の説明会及び懇談会においても、第1条の目的、第8条第3項の意見反映と公表の関係にあるとおり、市民参加の手続をより明確に内外に示すことが、この条例を制定した趣旨であることから、事業の計画段階で、説明会・懇談会の意見聴取方法の公表及び聴取結果の公表について、市民の意見を反映させる余地がある段階（時間）を逆算して説明会・懇談会を実施

した上で、事業の決定（市政に関する重要な事項の実施）を行えるように余裕をもって、準備等の手続を進めることが必要となります。

第4節 アンケート調査

（アンケート調査）

第14条 アンケート調査は、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する必要がある場合に実施する。

2 実施機関は、アンケート調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、アンケート調査を実施したときは、その結果を公表しなければならない。

[説明]

アンケート調査は、市民から幅広く意見を収集できる方法で、市民から意見を無作為抽出することで、個々の市民の特定の事業への関心の大小にかかわらず、意見を収集できる方法でもあります。なお、実施する場合には、その目的が市民に理解されるよう明らかにすることと、結果についての公表を義務付けています。また、アンケート調査を無作為抽出で行う場合には、その抽出する方法に関する説明を行うこと、これらアンケート調査に関する個人情報への配慮にも努めるものです。

この第14条のアンケート調査においても、第1条の目的、第8条第3項の意見の反映と公表の関係にあるとおり、市民参加の手続をより明確に内外に示すことが、この条例を制定した趣旨であることから、事業の計画段階でアンケート調査の意見聴取方法の公表及び聴取結果の公表について、市民の意見を反映させる余地がある段階（時間）を逆算してアンケート調査を実施した上で、事業の決定（市政に関する重要な事項の実施）を行えるように余裕をもって、準備等の手続を進めることが必要となります。

第5節 附属機関等の会議

(附属機関等)

第15条 市が行う事業等に関し、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申若しくは報告又は個人の知識若しくは経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置するものとする。

2 附属機関等の会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

3 附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

※関連条文 附属機関等の会議公開に関する要綱

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由
- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

[説明]

ここでは、附属機関等を設置する際に市民が参加することで、市民参加条例上の意見の収集の方法の一つとなる場合を含めて定めています。なお通常、附属機関等の委員は、特定の事業等に関して、専門的、継続的に意見交換等

を行い提言することから、その委員は実施機関の長から委嘱等された上で特定されるものです。

第2項における会議の開催の事前公表は、市民に対して会議の7日前までに行うことを原則としますが、やむを得ない事情があり会議の開催が緊急に決定された場合は、決定後速やかに公表を行います。これらの非公開の会議についても同様に開催日時、場所、議題等について情報公開条例等に反しない範囲で、開催に係る事前公表をします。なお、会議開催のお知らせは、市政情報コーナーでの閲覧と、市ホームページへの掲載による方法で行うものとします。

第3項では、附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならないとしています。このことは、第16条から第18条に定める（会議公開の原則）、（会議記録の作成及び公開）、（附属機関等の委員の選任等）のほか、附属機関等の運営全般に関わることについて示しています。

この第15条の附属機関等においても、第1条の目的、第8条第3項の意見の反映と公表の関係にあるとおり、市民参加の手続をより明確に内外に示すことが、この条例を制定した趣旨であることから、事業の計画段階で、附属機関等の意見の聴取方法の公表及び聴取結果の公表について、市民の意見を反映させる余地がある段階（時間）を逆算して附属機関等の会議を実施した上で、事業の決定（市政に関する重要な事項の実施）を行えるように余裕をもって、準備等の手続を進めることが必要となります。



(会議公開の原則)

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

※関連条文 附属機関等の会議公開に関する要綱

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

[説明]

ここでは、積極的な情報提供の観点から、市民への会議公開の原則について定めています。公開とされた会議は、傍聴希望者が傍聴することができます。なお、議題に個人情報等が含まれるため、附属機関等の会議が一部非公開となる場合は、非公開事項の審議を先に済ませる等、審議事項を整理し傍聴人に配慮するものとします。

ただし、会議の公開は、市民が審議に参加する機会を提供するものではなく、あくまで審議の状況を知る機会を提供するものです。第1項第3号は、公正かつ円滑な審議が確保されなければ、附属機関等の設置本来の目的を達成できないおそれがある場合が想定されることから、こうした特段の事情がある場合には、会議を公開しないこととすることができるとしたものです。

附属機関は、その公正な運営を確保するため、独立した立場で意思決定を行う合議体の機関として位置付けられています。また、附属機関以外のもは附属機関ではないが、事業等に対して市民の意見を聴くために要綱等で設置するものです。これらの会議を公開するかどうかという会議運営上の問題は、当該附属機関等の長が会議に諮り、第16条に定める基準に基づいて決定するものとします。

こういったことから、附属機関等の設置後、最初の会議についても、議題が第16条ただし書きに該当しなければ公開となります。また、最初の会議の中で次回以降の会議の公開・非公開の基本方針を一括して決定します。

一方で、原則公開とした会議においても、審議内容等から一部非公開や非公開とせざるを得ない場合があります。公開を決定した後の会議において、予想していなかった議題等が生じ、一部非公開や非公開としなければならない場合は、その都度、附属機関等の長が当該附属機関等に諮って決定します。

その具体的な決定の方法は、次回の会議の議題が決定しているときは、直

近の附属機関等の開催時に一部非公開や非公開の決定を行うものとします。一方、附属機関等の開催が予定されてなく、議題が決定していない場合は、議題が決定した段階で、一部非公開や非公開の決定を行うものとします。この場合の決定権限は、円滑な会議の運営を行うため、あらかじめ附属機関等の長が会議に諮って附属機関等の長に委任しておくことが望ましいと考えます。

なお、附属機関等が公開の会議中において、会議を非公開としなければならない場合も考えられます。それは、当初、公開・非公開の決定時において、予想していなかった事項を審議する必要性が生じた場合で、その事項が第1項第2号に該当すると判断される場合又は第1項第3号に該当する状態が生じた場合です。

このような場合は、例外として、個々の会議の公開・非公開の決定権限は、あらかじめ附属機関等の長が会議に諮って附属機関等の長に委任することができるものとし、附属機関等の長の判断により緊急に、会議の途中から会議を非公開とできるものとします。

○ 公開の手続は、概ね下記によるものとします。（附属機関等の会議公開に関する要綱第6条）

① あらかじめ会議の傍聴人の定員を定め、傍聴席を用意します。傍聴人の定員は、会場の都合により当該附属機関等で決定します。

なお、必要に応じて報道機関の記者席は別に設けるものとします。報道機関は直接傍聴に来ることができない市民に代わって、その審議の状況を市民に知らせる重要な役割を果たすことができるものであり、その取材活動に配慮するものとします。

② 会議開始10分前から会場において受付を開始し、傍聴を希望する者に氏名を記帳させるものとします。なお、会議傍聴申込受付簿（様式1）で取得した氏名について、川口市個人情報の保護に関する条例で定められた個人情報を取り扱う事務の報告は不要です。（全庁共通事項となるため行政管理課で処理します）

- ③ 傍聴の申し込みは、原則として先着順としますが、状況により抽選により行うものとします。議題によっては市民等の関心が高い場合等、抽選によって傍聴人を決めるケースも想定されるため、会議毎に判断することが必要と考えます。
- ④ 一部非公開の附属機関等では受付の際、傍聴人に対し中途入退室について周知し、会議の冒頭でも再度周知するなどし、無用な混乱を避けるようにします。

傍聴する際は、傍聴人が審議に影響を及ぼし、附属機関等の本来の目的達成に支障をきたさないよう、傍聴要領等を会場に掲示し、又は傍聴人に配布し、会場の秩序維持に努めるものとします。傍聴人の遵守事項は、各附属機関等が定め、その内容を明記した文書を会場の見やすい位置への掲示又は傍聴人に配布し、周知を行うものとします。（附属機関等の会議公開に関する要綱第7条）

また、会議を公開するに当たっては、市民等が容易に附属機関等の審議の内容、過程を知ることができるよう、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めるものとします。（附属機関等の会議公開に関する要綱第8条）

なお、会議次第及び会議資料は、市政情報コーナー及び各附属機関等の所管課にて市民の閲覧に供するため、2冊のファイルを作成し、市政情報コーナーでの閲覧用ファイルは行政管理課に提出します。ファイルの目次、背表紙の作成並びに会議次第及び会議資料の編さん等の管理については、各附属機関等の所管課が行うこととし、会議次第等の編さんについては、会議開催後、1週間以内に行うこととします。

また、非公開とした会議の資料については、閲覧に供することができるものは、公開した会議の資料と同様に閲覧に供するよう努めることとします。

(会議記録の作成及び公開)

第17条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

※関連条文 附属機関等の会議公開に関する要綱

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 非公開の理由
- (8) 傍聴人の数
- (9) 会議資料
- (10) 審議経過
- (11) その他

[説明]

ここでは、附属機関等が開催した会議記録の作成と公開について定めています。会議の公開・非公開にかかわらず、会議記録については概ね1ヶ月以内に作成し、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市政情報コーナーでの閲覧及びホームページに掲載することとします。

会議記録は、各附属機関等の所管課ごとの管理とします。まず、「審議結果(様式4)」を作成した後、2冊のファイルを作成します。1冊は所管課での閲覧用として、1冊は市政情報コーナーの閲覧用として作成します。

それらのファイルの目次、背表紙の作成並びに会議記録の編さん等の管理

についても、会議次第及び会議資料の取扱いと同様に、各附属機関等の所管課とします。

また、会議の内容全体が非公開の場合又は会議の一部が非公開の場合の会議記録については、非公開情報を除き、もしくは非公開情報を適当な文言等に置き換え、公開の会議記録を作成するものとします。

全文記録等により非公開情報を含めた会議記録を保存する必要がある場合は、非公開情報に該当する部分を適当な文言等に置き換え、公開の会議記録を作成し公開するものとします。

○ 具体的な作成方法

- ① 非公開情報が固有名詞等の個人情報の場合は、○○や△△におきかえる。
 - ② 非公開情報がひとかたまりの段落である場合は、公開できるような要約にすることとしますが、その部分を除いても、審議経過が理解できるのであれば、削除しても差し支えないものとします。
- ※ ①、②の趣旨として、非公開情報をマスキング（墨塗り）しての会議録の公開は、情報を伏せている印象を持つため、情報を公開することの趣旨に適さないと考えます。

(附属機関等の委員の選任)

第18条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置の趣旨及び審議の内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、その選任に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

※関連条文 附属機関等の委員の公募に関する要綱

(公募の原則)

第2条 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、参加条例第18条第1項の規定に基づき、可能な限り市民から公募しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公募しないことができる。

- (1) 緊急又は迅速に設置することを要する場合
- (2) 審議の内容が、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に規定する非公開情報に係る事案である場合
- (3) 法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地のない場合
- (4) その他極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない認められる場合

(公募委員の割合)

第3条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、委員の定数又は総数に対して、原則として1割以上とし、公募委員の人数は、附属機関等の庶務を所管する課、室又は所（以下「所管課等」という。）が附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容に応じて定めるものとする。

(応募者の資格)

第4条 公募に応募することができる者の資格は、所管課等が附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容に応じて定めるものとする。

(公募の方法)

第5条 委員の公募に当たっては、公募を開始する日以前に次に掲げる事項について記載した、パンフレット等を市政情報コーナーで閲覧に供するほか、広報かわぐち、市ホームページに掲載する方法等を活用し、周知するものとする。

- (1) 附属機関等の名称、募集の趣旨
- (2) 審議する事項及び委員の職務
- (3) 公募委員の人数
- (4) 委員の任期
- (5) 応募の資格
- (6) 応募の方法
- (7) 応募の期間
- (8) 選考の方法
- (9) 委員の報酬
- (10) 問い合わせ先

- (11) その他、周知することが必要と認められる事項
- 2 公募の期間は30日以上とする。
(応募の方法)
- 第6条 公募委員の応募の方法は、応募に関する申込書を前条第1項第7号の期間中に提出することにより行うものとする。
(選考の方法)
- 第7条 公募委員の選考の方法は、申込書、小論文等による書類選考、面接、抽選等のうちから附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容を考慮して所管課等が定めるものとする。
- 2 所管課等は、公募委員の選考の基準を定め、公募委員の選考に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。
- 3 所管課等は、公募委員の選考のための委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- 4 委員会は、第2項の規定により定めた基準に基づき公募委員を選考するものとする。
- 5 選考の結果については、選考後速やかに、応募した者に通知するものとする。
(任期等)
- 第8条 公募委員の任期は、公募以外の方法により選任した委員の任期と同様とする。
- 2 公募委員の再任はできないものとする。ただし、別に市長が定める場合は、この限りでない。
(所管課等の作業)
- 第9条 所管課等は、第2条の規定を勘案して委員の公募を行うことの適否を決定し、公募を行う場合は次に掲げる事項等を要領に定めて、公募の事務を行うものとする。
- (1) 公募の趣旨
 - (2) 公募委員の人数
 - (3) 応募の資格
 - (4) 応募の方法
 - (5) 応募の申込用紙その他公募に必要な書類の様式
 - (6) 公募を市民に周知する方法及び周知する事項
 - (7) 選考の方法
 - (8) 公募委員の失職
 - (9) 第5条第1項各号に規定されている事項のうち必要と認められる事項

[説明]

ここでは、附属機関等の委員の選任について定めています。

第1項について、「可能な限り」とは、法令に委員の要件について規定があるなど、委員構成に制約のある場合も想定されるための措置です。本市では、委員の公募について、平成19年4月から、定数の1割以上を公募委員とするように努力することを定めて委員公募に取り組んでいます。

また、市民から幅広く委員を選任するためには、その広報等の周知の仕方

を工夫する必要があります。

※ 関連条文

自治基本条例第20条

第3章 意見提出

(意見提出)

第19条 実施機関は、意見提出があった場合には誠実に回答するよう努めなければならない。

2 実施機関は、意見提出により提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

[説明]

ここでは、市民から自主的に意見を提出する制度について定めています。具体的には「市長への手紙」としてメール、手紙、ファックス等で意見を提出できる制度があります。しかし、この制度を使わずに、市民が各課の窓口に来庁した場合や電話で問い合わせをした場合にも、職員は誠実に対応しなければなりません。意見の提出があった場合で、市民からの意見を反映する場合には、公平性、中立性、公益性、経済性、効率性、有効性、必要性等様々な点を考慮しなくてはならず、場合によっては単に多数意見だからという理由で事業に反映することのないようにしなくてはなりません。なお、意見提出は、第1条の目的にあるとおり、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的としているため、この目的に反するような意見は意見提出の対象とはなりません。

また、第2項では、第1項に対する処理経過、処理結果を個人情報等に配慮しつつ提出者以外にも公表するよう努めるものです。

※ 関連条文

自治基本条例第19条

第4章 雑則

(市民参加の状況の公表)

第20条 市長は、毎年度1回、意見聴取の実施状況及び実施予定並びに意見提出の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

※関連条文 附属機関等の会議公開に関する要綱
(運用状況の報告及び公表)

第10条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年1回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

[説明]

ここでは、市民参加の状況の公表について定めています。市民参加に関する制度がどのように実施されたか、また実施されていくかを、毎年度できるだけ早い時期に市民に公表することで、市民が市民参加の状況を理解しやすくすることとあわせ、市長が市民に対し市民参加制度の運用について説明責任を負う規定です。なお、公表は市政情報コーナー及び市ホームページ等で行います。

具体的な公表する内容については以下のとおりです。

1 意見聴取の実施状況について

- ①意見聴取を実施した事業の名称

- ②意見聴取の実施の方法
- ③意見聴取の実施時期
- ④提案、意見等の提出者数
- ⑤意見聴取を実施した機関の担当

※附属機関等の会議の開催については上記のほか、

- ・ 会議の年間総回数
- ・ 公開された会議の回数
- ・ 一部非公開された会議の回数
- ・ 非公開された会議の回数
- ・ 傍聴人の総数

を公表します。

2 意見聴取の実施予定について

- ①意見聴取の実施を予定している事業の名称
- ②意見聴取の実施予定方法
- ③意見聴取の実施予定時期
- ④意見聴取の実施を予定している機関の担当

3 理由について公表しなければならないもの

- ①第6条第1項に該当する条例の制定や改廃及びそれぞれの事業における基本となる計画の策定や変更の場合などで、意見聴取をしなかった場合
- ②パブリック・コメント手続を実施した場合に、第11条第1項の意見募集期間を短縮した場合

4 意見提出の状況について



(条例の見直し)

第21条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

[説明]

ここでは、条例の見直しについて定めています。第20条と併せて、市民参加条例が適正に運用できるように、あらかじめ担保しておくための規定です。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

[説明]

ここでは、この条例の施行に関し、詳細な規定や手続、提出する様式などについて、また、この条例よりも広く市民参加を実施する規定等にも対応できるように、別に定めることができる規定です。現在、パブリック・コメント手続要綱、附属機関等の会議公開に関する要綱、附属機関等の委員の公募に関する要綱等があります。

また、この市民参加条例の手引も、この第22条に基づき定めたものです。

附 則

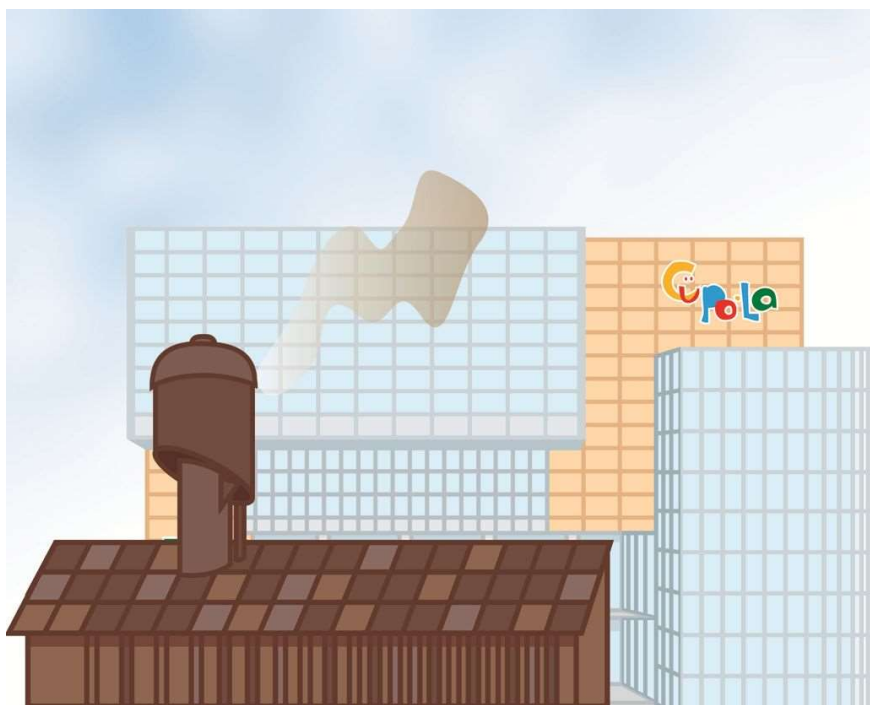
(施行期日)

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

[説明]

ここでは、この条例の施行期日について定めており、平成24年4月1日に施行しているところです。

なお、この手引について、より市民に市民参加制度についてわかりやすくするため、パブリック・コメント手続要綱の改正等に伴い、平成25年4月1日に改訂を行いました。



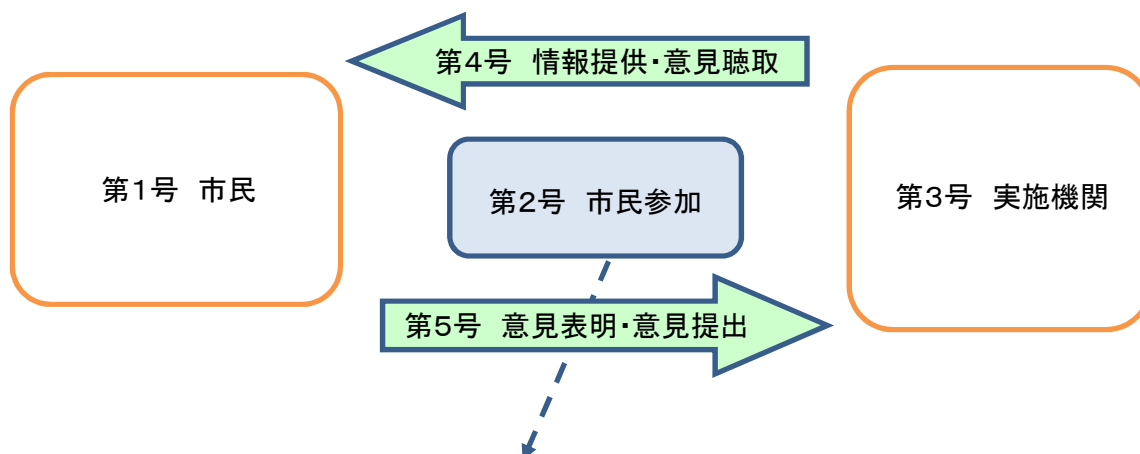
このイラストは、川口市の今と昔を象徴するものをイメージしています。奥の近代的な建物は、川口市の今を象徴した川口駅前のキューポ・ラです。手前の建物は、昔からの川口市の象徴である鋳物工場です。

資料編

資料編

第2条における定義の相関関係	42
意見聴取及び意見提出の関係図	43
川口市市民参加条例の全体構成図	44
パブリック・コメント手続フロー	45
策定の経過	47
川口市市民参加条例策定委員会会議開催状況	48
川口市市民参加条例策定委員会委員名簿	49
川口市市民参加条例	50
川口市市民参加条例策定委員会条例	56
川口市パブリック・コメント手続要綱	58
川口市附属機関等の会議公開に関する要綱	62
川口市附属機関等の委員の公募に関する要綱	66

第2条における定義の相関関係



第2号 市民参加

川口市の市民参加条例における市民参加とは、大きく分けると「意見聴取」と「意見提出」の2つになります。

第4号 意見聴取

第6号 パブリック・コメント手続

市民生活に重大な影響を与えると思われる事業の実施や条例などを制定改廃する場合に、実施機関だけで決定せず、事前に市民に内容を示したうえ、それに関する意見を市民が提出する機会を設ける制度を指します。

第7号 説明会

説明を通して市民から意見を収集します。

第8号 懇談会

意見交換等を通して市民から意見を収集します。

第9号 アンケート調査

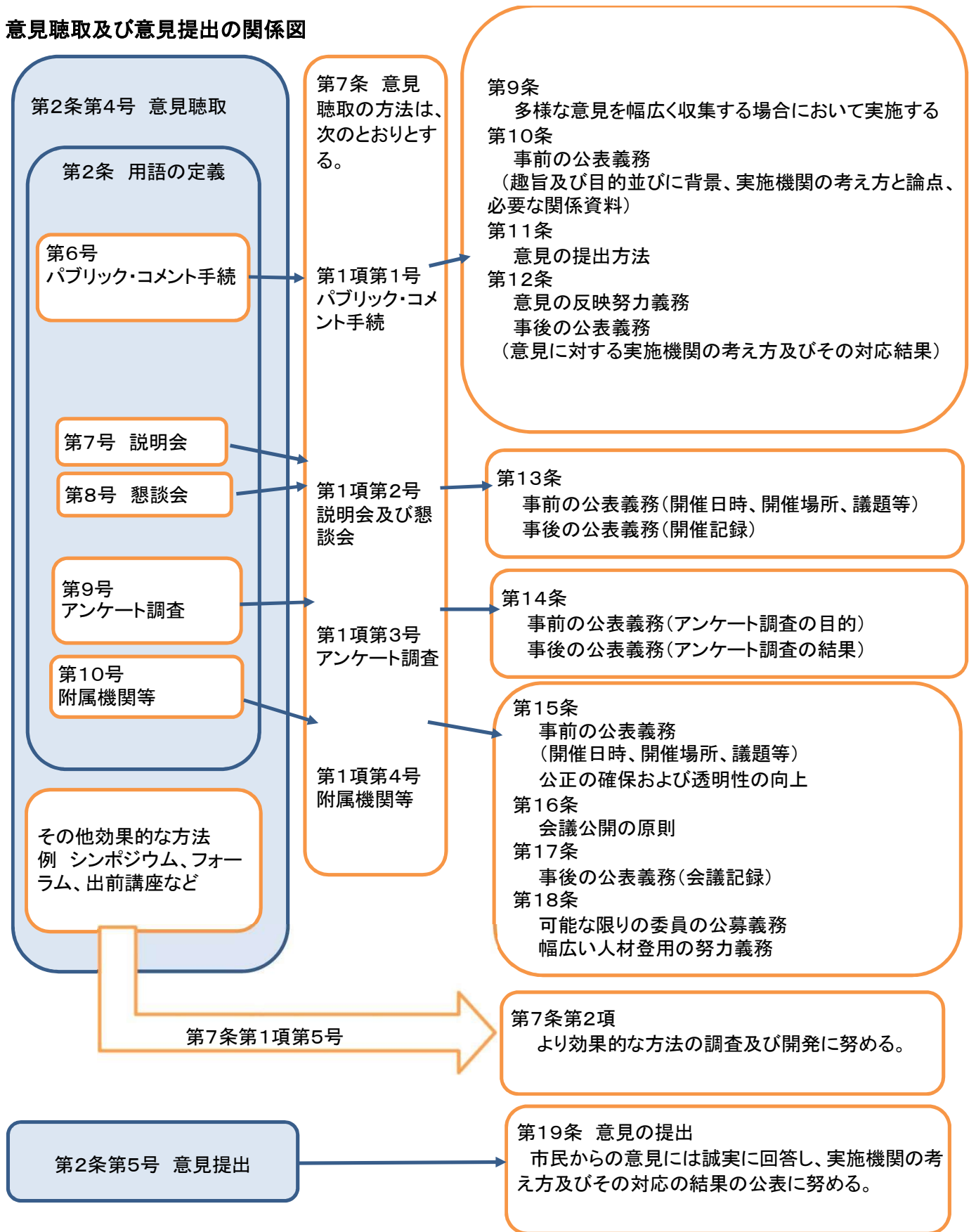
主に不特定多数の市民を対象として実施することで、広く市民の意見を収集することが可能となっています。

第10号 附属機関等

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例で設置し、実施機関が特定の事業に対し、任意または必要に応じて、委員にその意見等を諮問、調査、審査等を行う機関です。なお、「等」とは、市政運営上の意見交換等を行なうため、学識経験者、市民等を構成員として要綱などにより設ける会議のことを意味しています。

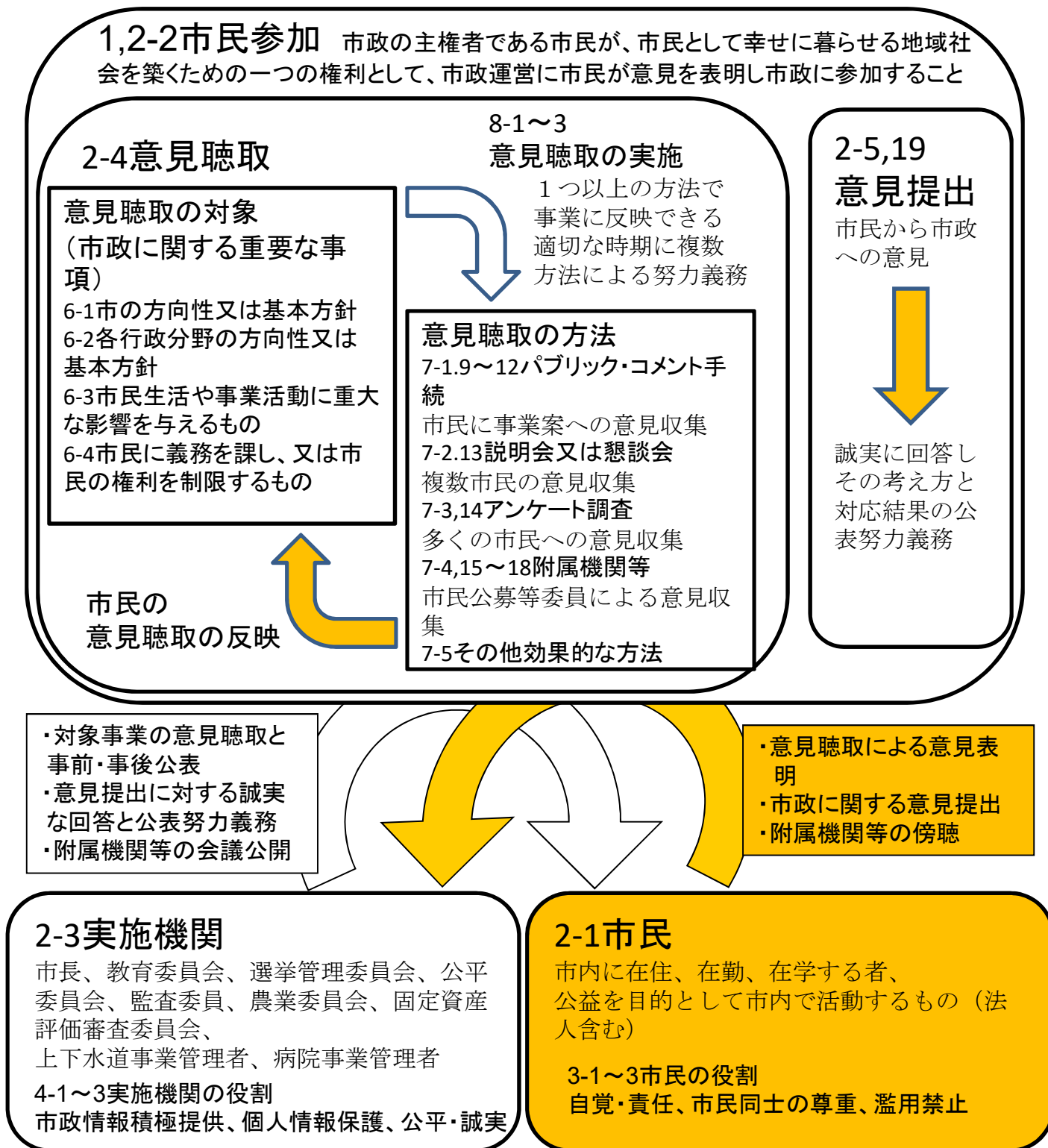
第5号 意見提出

意見聴取及び意見提出の関係図



※数字は条文中の条、項、号の番号を示しています。

川口市市民参加条例の全体構成図



※ 20市民参加の状況の公表 市長が毎年度1回、意見聴取の実施状況及び実施予定並びに意見提出の状況を公表する

21条例の見直し

市長は条例の運用状況、効果等について検証し、必要に応じ見直しを行う

22委任

この条例より詳細な規定や様式、広く市民参加を実施する規定等、条例施行に必要な事項は別に定める

パブリックコメント手続フロー						
手 順	項 目	実 施 内 容	所 管	時 期	関 係 条 文	
					条 例	要 綱
1	事案発生	(1) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定 (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定 (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃に係る案の策定 (4) その他実施機関が必要と認めるもの	実施機関		9	2
2	意見募集のための公表文書の作成	(1) 事業の案を作成した趣旨及び目的並びに背景 (2) 事業の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点 (3) 市民が事業の案を理解するために必要な関係資料	実施機関		10	3-1
3	意見募集期間・方法の検討・決定		実施機関		11	3-2
4	広報紙原稿提出	(1) 事業の案の名称及び概要 (2) 事業の案の公表の時期及び意見募集の期間 (3) 事業の案の公表方法 (4) 事業の案に対する意見の提出方法 (5) 所管する課(所・施設)の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス (6) 意見募集結果の公表の時期	実施機関	掲載号の前前月末日	11	3-3
		※意見募集期間が30日以上の場合にはその説明を上記に加える				
5	意見募集実施周知	広報かわぐち情報面への掲載	広報課	掲載号	11	3-3
		「パブリックコメント意見募集案件一覧」への追記と公開				
6	意見募集の実施	(1) 川口市ホームページへの掲載 (2) 実施機関での案の閲覧 (3) 市政情報コーナーでの案の閲覧	実施機関	公表した時期	11	3-3 4
7	意見の考慮及び結果公表の検討・決定		実施機関		11.12	5

8	意見の考慮及び結果の公表のための文書の作成	(1) 事業の案の名称及び概要 (2) 事業の案の公表を行った時期、方法及び意見募集の期間 (3) 提出された意見の概要 (4) 提出された意見に対する実施機関の考え方 (5) 事業の案を修正した場合はその修正した結果 (6) 事業の方針 (7) 所管する課(所・施設)の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス ※意見がなかった場合は(3)に「意見なし」と記載し(4)(5)の記載は不要	実施機関		12	6-3 7-3
9	広報紙原稿提出	(1) 事業の案の名称 (2) 公表の方法及び時期 (3) 所管する課(所・施設)の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス	実施機関	掲載号の前前月末日	12	6-4 7-4
10	意見の考慮・結果公表の広報紙への掲載	広報かわぐち情報面	広報課	掲載号	12	6-4 7-4
11	意見の考慮・結果の公表	(1) 川口市ホームページへの掲載 (2) 実施機関での閲覧 (3) 市政情報コーナーでの閲覧 「パブリックコメント意見募集結果報告(一覧)」への追記と公開	実施機関	広報紙で周知した時期	12	6-1.2.3 7-1.2.3 8

策定の経過

年 月 日		内 容
平成21年	4月1日	川口市自治基本条例施行
平成22年	10月5日	川口市市民参加制度検討委員会設置
	10月18日	第1回川口市市民参加制度検討委員会開催
	11月30日	第2回川口市市民参加制度検討委員会開催
平成23年	12月22日	第3回川口市市民参加制度検討委員会開催
	1月26日	第4回川口市市民参加制度検討委員会開催
	2月23日	第5回川口市市民参加制度検討委員会開催
	4月1日	川口市市民参加条例策定委員会設置
	4月1日から4月30日まで	川口市市民参加条例策定委員会の公募委員を募集(5名)
	6月29日	川口市市民参加条例策定委員会委嘱式 及び第1回川口市市民参加条例策定委員会開催
	8月30日	第2回川口市市民参加条例策定委員会開催
	9月2日	第3回川口市市民参加条例策定委員会開催
	9月29日	第4回川口市市民参加条例策定委員会開催
	9月30日	第5回川口市市民参加条例策定委員会開催
	10月3日	第6回川口市市民参加条例策定委員会開催
	10月24日	第7回川口市市民参加条例策定委員会開催
	10月25日	第8回川口市市民参加条例策定委員会開催
	10月27日	第9回川口市市民参加条例策定委員会開催
	平成24年	12月1日から12月31日まで
1月11日		第10回川口市市民参加条例策定委員会開催
1月20日		答申
4月1日		川口市市民参加条例施行

川口市市民参加条例策定委員会 会議開催状況

	開催日	開催時間	場所
第1回	平成23年6月29日(水)	午前9時30分から	議会棟3階 第3委員会室
第2回	8月30日(火)	午前10時から	議会棟3階 第3委員会室
第3回	9月2日(金)	午後3時から	議会棟3階 第3委員会室
第4回	9月29日(木)	午前10時から	議会棟3階 第3委員会室
第5回	9月30日(金)	午前10時から	議会棟3階 第3委員会室
第6回	10月3日(月)	午前10時から	議会棟3階 第3委員会室
第7回	10月24日(月)	午前10時から	議会棟3階 第3委員会室
第8回	10月25日(火)	午前10時から	議会棟3階 第3委員会室
第9回	10月27日(木)	午後3時から	議会棟3階 第3委員会室
第10回	平成24年1月11日(水)	午前10時から	議会棟3階 第3委員会室

川口市市民参加条例策定委員会委員名簿

任期 平成23年6月29日から平成24年1月20日まで

氏名		職	備考
委員長	三宅 雄彦	埼玉大学教授	〔学識経験者〕
副委員長	福島 康仁	日本大学教授	
委員	深澤 百合	公募	〔市 民〕
	奥富 精一	公募	
	砂沢 学賦	公募	
	小森 貴浩	公募	
	菱沼 マサ子	公募	
	渡辺 秀夫	新郷地区連合町会副会長	〔民間団体選出者〕
	平田 敦子	青少年育成推進員	
	島田 賢一	川口商工会議所会員	
	目良 一貴	川口商工会議所会員	
	稲川 和成	川口市議会議員	〔知識経験者〕
	石橋 俊伸	川口市議会議員	
	小林 宏	川口市議会議員	
	川部 むつ実	民生・主任児童委員	

川口市市民参加条例

平成24年3月27日条例第16号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 意見聴取

第1節 総則（第6条—第8条）

第2節 パブリック・コメント手続（第9条—第12条）

第3節 説明会及び懇談会（第13条）

第4節 アンケート調査（第14条）

第5節 附属機関等の会議（第15条—第18条）

第3章 意見提出（第19条）

第4章 雑則（第20条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第7条第5項の規定に基づき、市民の市政への参加のための基本的な事項を定めることにより、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障し、もって市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。
- （2）市民参加 市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加することをいう。
- （3）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- （4）意見聴取 市が事業を行うに当たって市民の意見を収集することをいう。
- （5）意見提出 意見聴取に基づかず、市民が市政に対する意見を市に提出することをいう。
- （6）パブリック・コメント手続 市が事業を実施しようとする場合に、当該実施しようとする

事業の目的、内容その他必要な事項をあらかじめ広く公表し、これに対する意見を募集し、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

- (7) 説明会 一定の事業に関する説明を通して、市民の意見を収集する集まりをいう。
- (8) 懇談会 複数の市民の自由な意見交換をする集まりをいう。
- (9) アンケート調査 調査項目を設定し、市民の意見を収集する手続をいう。
- (10) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等をいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、主権者として自ら、自治の主体としての自覚及び責任を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市民参加に当たって、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。
- 3 市民は、市民参加に当たって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。

(実施機関の役割)

第4条 実施機関は、市民参加の推進に当たって、市政の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、市民参加の推進に当たって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報保護に努めなければならない。
- 3 実施機関は、市民参加の推進に当たって、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

(市民参加)

第5条 市民参加は、意見聴取及び意見提出により行うものとする。

第2章 意見聴取

第1節 総則

(意見聴取の対象)

第6条 実施機関は、その実施しようとする事業が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、意見聴取を行うものとする。

- (1) 市の方向性又は基本方針を定めるもの
- (2) 各行政分野の方向性又は基本方針を定めるもの
- (3) 市民生活又は事業活動に重大な影響を与えるもの

(4) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項の事業が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、意見聴取を行わないことができる。

(1) 迅速又は緊急を要するもの

(2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの

(3) 法令その他の規程の規定により、縦覧及び意見書の提出その他市民の意見を聴取する手続を行うこととされているもの

(4) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求に係るもの

(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

(6) 実施機関内部の事務処理に関するもの

(意見聴取の方法)

第7条 意見聴取の方法は、次のとおりとする。

(1) パブリック・コメント手続

(2) 説明会又は懇談会

(3) アンケート調査

(4) 附属機関等の会議

(5) その他効果的な方法

2 実施機関は、より効果的な意見聴取の方法を調査し、及び開発するよう努めるものとする。

3 実施機関は、前項の規定により新たに開発した意見聴取の方法については、その効果の程度、経費、社会に及ぼす影響等を十分考慮した上で、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(意見聴取の実施)

第8条 実施機関は、意見聴取を行うときは、前条第1項各号に掲げる方法のうちから、1以上の適切な方法により行わなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、実施機関は、意見聴取による市民の意見を事業の決定に反映させることができる適切な時期に、当該意見聴取の方法を公表しなければならない。

第2節 パブリック・コメント手続

(パブリック・コメント手続)

第9条 パブリック・コメント手続は、多様な意見を幅広く収集する必要がある場合において実施

する。

(パブリック・コメント手続の実施の公表)

第10条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 事業の案を作成した趣旨及び目的並びに背景
- (2) 事業の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民が事業の案を理解するために必要な関係資料

(パブリック・コメント手続の意見の提出)

第11条 実施機関は、前条の規定による公表を行ったときは、その日から起算して30日以上の間を設けて、意見を募集しなければならない。ただし、実施機関に特別な事情があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項の規定による募集に基づき意見を提出しようとするものは、住所、氏名その他市民であることを示す事項を明らかにして、次に掲げる方法により、これを提出するものとする。

- (1) 書面の持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

(パブリック・コメント手続の意見の考慮及び結果の公表)

第12条 実施機関は、市民から意見が提出されたときは、検討を行った後、当該市民の意見を考慮して事業を実施するよう努めなければならない。

2 実施機関は、市民から提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表しなければならない。

第3節 説明会及び懇談会

(説明会及び懇談会)

第13条 説明会は、課題、問題点等の説明を通して、広く複数の市民の意見を収集する必要がある場合に開催する。

2 懇談会は、自由な意見交換を通して、広く複数の市民の意見又は市民間の統一された意見を収集する必要がある場合に開催する。

3 実施機関は、説明会及び懇談会を開催しようとするときは、事前に開催日時、開催場所、議題

その他必要な事項を公表しなければならない。

- 4 実施機関は、説明会及び懇談会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

第4節 アンケート調査

(アンケート調査)

第14条 アンケート調査は、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する必要がある場合に実施する。

- 2 実施機関は、アンケート調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにしなければならない。
- 3 実施機関は、アンケート調査を実施したときは、その結果を公表しなければならない。

第5節 附属機関等の会議

(附属機関等)

第15条 市が行う事業等に関し、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申若しくは報告又は個人の知識若しくは経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置するものとする。

- 2 附属機関等の会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。
- 3 附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

(会議公開の原則)

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(会議記録の作成及び公開)

第17条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

(附属機関等の委員の選任)

第18条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置の趣旨及び審議の内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、その選任に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

第3章 意見提出

(意見提出)

第19条 実施機関は、意見提出があった場合には誠実に回答するよう努めなければならない。

2 実施機関は、意見提出により提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(市民参加の状況の公表)

第20条 市長は、毎年度1回、意見聴取の実施状況及び実施予定並びに意見提出の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(条例の見直し)

第21条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日条例第83号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川口市市民参加条例策定委員会条例

平成23年3月11日

条例第6号

(設置)

第1条 川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第7条第5項の規定による市民の市政への参加のために必要な事項を定める条例の制定に向け、その条例案の策定について検討及び審議を行うため、川口市市民参加条例策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、条例に規定すべき事項その他前条に規定する条例案の策定に関し市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第2条の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

川口市パブリック・コメント手続要綱

平成24年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号のパブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(パブリック・コメント手続の実施の基準)

第2条 条例第9条に規定する多様な意見を幅広く収集する必要がある場合とは、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) その他実施機関が必要と認めるもの

(パブリック・コメント手続の実施の公表の方法)

第3条 条例第10条による公表は、川口市ホームページへの掲載並びに実施機関及び市政情報コーナーでの閲覧の方法により行うものとする。

2 前項の規定により公表を行う場合は、当該公表を行う旨を事前に広報紙等に掲載し、市民に周知するものとする。

3 前項に規定する広報紙等への掲載の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の案の名称及び概要
- (2) 事業の案の公表の時期及び意見募集の期間
- (3) 事業の案の公表方法
- (4) 事業の案に対する意見の提出方法
- (5) 所管する課（所・施設）の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス
- (6) 意見募集結果の公表の時期

(意見募集期間の短縮理由の説明)

第4条 条例第11条第1項ただし書の規定により意見募集の期間を短縮する場合は、その理由を前条第3項第2号に掲げる事項と併せて説明しなければならない。

(パブリック・コメント手続の意見の公表)

第5条 条例第10条による公表の結果は、意見の提出の有無に関わらず、その結果を公表しなければならない。

(パブリック・コメント手続の意見の考慮及び結果の公表の方法)

第6条 条例第11条第2項の規定により提出を受けた意見は、条例第12条第2項の規定により公表しなければならない。

2 前項に規定する公表の方法は、第3条第1項を準用する。

3 前項に規定する公表の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に掲げる情報は除く。

(1) 事業の案の名称及び概要

(2) 事業の案の公表を行った時期、方法及び意見募集の期間

(3) 提出された意見の概要

(4) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(5) 事業の案を修正した場合はその修正した結果

(6) 事業の方針

(7) 所管する課（所・施設）の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス

4 前項の規定により公表を行う場合は、当該公表を行う旨を広報紙等に掲載し、市民に周知するものとする。

5 前項に規定する広報紙等への掲載の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の案の名称

(2) 事業の案に対する意見の募集を行った期間

(3) 事業の案の公表方法

(4) 所管する課（所・施設）の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス

(パブリック・コメント手続の意見がなかった場合の公表の方法)

第7条 条例第11条第1項による意見の募集の結果、提出がなかった場合は、その

旨を公表しなければならない。

2 前項に規定する公表の方法は、第3条第1項を準用する。

3 前項に規定する公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の案の名称及び概要

(2) 事業の案の公表を行った時期、方法及び意見募集の期間

(3) 提出された意見のないこと

(4) 事業の方針

(5) 所管する課（所・施設）の名称、所在地、電話及びファクシミリの番号並びに電子メールアドレス

4 前項の規定により公表を行う場合は、前条第4項及び第5項を準用する。

（パブリック・コメント手続の情報提供）

第8条 市長は、現に実施しているパブリック・コメント手続の情報を、市民に提供するものとする。

2 前項に規定する情報提供の方法は、川口市ホームページへの掲載及び市政情報コーナーでの閲覧とする。

（実施責任者の設置）

第9条 実施機関は、条例に基づくパブリック・コメント手続の適正な実施を確保するため、パブリック・コメント手続実施責任者を定めるものとする。

（委任）

第10条 条例及びこの要綱の定めによるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

（川口市パブリック・コメント手続実施要綱の廃止）

2 川口市パブリック・コメント手続実施要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の実施の際現に旧要綱の規定により行われたパブリック・コメント手続

に関する行為は、条例及びこの要綱中の相当する規定により行われた行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から実施する。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由
- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

- (1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制

止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 非公開の理由
- (8) 傍聴人の数
- (9) 会議資料
- (10) 審議経過
- (11) その他

(運用状況の報告及び公表)

第10条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数

(3) 一部非公開された会議の議題及び回数

(4) 非公開された会議の議題及び回数

(5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年1回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

川口市附属機関等の委員の公募に関する要綱

平成19年3月12日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「参加条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、附属機関等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の原則)

第2条 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、参加条例第18条第1項の規定に基づき、可能な限り市民から公募しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公募しないことができる。

- (1) 緊急又は迅速に設置することを要する場合
- (2) 審議の内容が、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に規定する非公開情報に係る事案である場合
- (3) 法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地のない場合
- (4) その他極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でないと認められる場合

(公募委員の割合)

第3条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、委員の定数又は総数に対して、原則として1割以上とし、公募委員の人数は、附属機関等の庶務を所管する課、室又は所（以下「所管課等」という。）が附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容に応じて定めるものとする。

(応募者の資格)

第4条 公募に応募することができる者の資格は、所管課等が附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容に応じて定めるものとする。

(公募の方法)

第5条 委員の公募に当たっては、公募を開始する日以前に次に掲げる事項について記載した、パンフレット等を市政情報コーナーで閲覧に供するほか、広報かわぐち、市ホームページに掲載する方法等を活用し、周知するものとする。

- (1) 附属機関等の名称、募集の趣旨
- (2) 審議する事項及び委員の職務
- (3) 公募委員の人数
- (4) 委員の任期
- (5) 応募の資格
- (6) 応募の方法
- (7) 応募の期間
- (8) 選考の方法
- (9) 委員の報酬
- (10) 問い合わせ先
- (11) その他、周知することが必要と認められる事項

2 公募の期間は30日以上とする。

(応募の方法)

第6条 公募委員の応募の方法は、応募に関する申込書を前条第1項第7号の期間中に提出することにより行うものとする。

(選考の方法)

第7条 公募委員の選考の方法は、申込書、小論文等による書類選考、面接、抽選等のうちから附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容を考慮して所管課等が定めるものとする。

2 所管課等は、公募委員の選考の基準を定め、公募委員の選考に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

3 所管課等は、公募委員の選考のための委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

4 委員会は、第2項の規定により定めた基準に基づき公募委員を選考するものとする。

5 選考の結果については、選考後速やかに、応募した者に通知するものとする。
（任期等）

第8条 公募委員の任期は、公募以外の方法により選任した委員の任期と同様とする。

2 公募委員の再任はできないものとする。ただし、別に市長が定める場合は、この限りでない。

（所管課等の作業）

第9条 所管課等は、第2条の規定を勘案して委員の公募を行うことの適否を決定し、公募を行う場合は次に掲げる事項等を要領に定めて、公募の事務を行うものとする。

(1) 公募の趣旨

(2) 公募委員の人数

(3) 応募の資格

(4) 応募の方法

(5) 応募の申込用紙その他公募に必要な書類の様式

(6) 公募を市民に周知する方法及び周知する事項

(7) 選考の方法

(8) 公募委員の失職

(9) 第5条第1項各号に規定されている事項のうち必要と認められる事項

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同年10月1日以後委員の改選がある附属機関等から適用する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。



川口市市民参加条例の手引

編集 川口市総務部行政管理課

情報公開文書係

発行 初版 平成24年5月

第2版 平成25年4月